

6月の税務カレンダー

- ☆所得税予定納税額の通知・・・6/16
- ☆個人の県民税及び市民税の納付（第1期分）
- ☆住民税の特別徴収税額の納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付（25年12月～26年5月分）
・・・6月10日まで
- ☆5月分源泉所得税住民税の納税・・・6/10
- ☆平成26年4月決算法人の確定申告
- ☆10月決算法人の中間申告（法人・消費）



【税務耳より情報】

住民税の特別徴収に係る納期の特例制度をご存じですか？

埼玉県下の市町村では、個人住民税の給与の特別徴収が平成27年度から徹底されます。社員さんや役員さんの個人住民税を給与から天引きして、預かった日の翌月10日までにそれぞれの市町村に納付しなければなりません。毎月住民税の納税をすることは、会社の総務の負担となります。そこで所得税の納期の特例制度と同様に住民税にも納期の特例制度（従業員数10名未満）があります。この制度を利用すると、半期ずつ、12月から翌年の5月までの住民税を6月10日までに、6月から11月までの住民税を12月10日の2回に納付することが出来ます。市町村長の承認が必要ですので、詳細は、熊谷事務所各担当者にお尋ねください。

《ちょっとランチタイム》

今回は、PDCさん（熊谷市銀座 2-245 ニットモール1階）のカフェです。

素敵なカフェで、ゆっくりとランチはいかがでしょう。オープンスペースもあり、天気の良い日には、外のお席で食事もできます。写真は、日替わりランチです。パスタ、サンドイッチ、ごはんから選べます。この日の日替わりメニューは、明太子パスタ（サラダが別に付きます）とチキンカレーでした。（いずれもドリンクが付きますよ～）

また、ディナーもお勧めです。料理とお酒の種類が多く、どの料理もお美味しく、ワインの種類も豊富です。ショーウィンドウでお好きな前菜を選んでみんなとシェアしても楽しいですよ～。



《社労士法人よりお知らせ》

労働保険概算・確定保険料申告（年度更新）が始まります。

年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までとなっています。この申告は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの賃金総額に基づいて保険料を計算し申告します。

一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率が平成26年4月1日より1000分の0.02となりました。平成25年度中の事業廃止等の場合は1000分の0.05です。

一括有期事業の場合

建設の事業や立木の伐採の事業のうち、「一括有期事業」として成立している事業については、「二元適用事業」になりますので、申告書は労災保険に係る分と雇用保険に係る分とをそれぞれ別個に作成となります。

「労働保険概算・確定保険料申告書」は6月初めに所轄労働基準監督署等から郵送されます。

不明な点がありましたら、会計担当者へお尋ねください。

時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）は結んでいますか？

厚生労働省が、労働時間等総合実態調査を行いました。この調査は労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施したものです。（平成25年4月1日現在）

この結果によると、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）を締結している中小企業は43.4%となっています。

労使協定を締結していない理由としては、「時間外・休日労働がない」が43.0%、「時間外労働・休日労働に関する労使協定の存在を知らなかった」が35.2%となっています。

本来、労働基準法で定める法定労働時間を超えて労働させることは労働基準法違反となります。36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることによって、労働基準法違反でなくなります。（限度はあります）

締結していない、締結しているけど届け出していない等ありましたら、届出をお願いします。ちなみにこの協定は毎年締結、届出が必要です。